

(別紙)

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の
施行について」の一部改正案について

1. 改正の経緯

平成 21 年 4 月に行った医師臨床研修制度の見直しに当たっては、臨床研修病院の募集定員及び都道府県別の募集定員の上限に関して、地域医療への影響等を踏まえ、激変緩和措置を講じ、平成 22 年度の臨床研修に適用した。

また、平成 23 年度の臨床研修の実施に当たっては、同年度の臨床研修においては激変緩和措置を継続するとともに、平成 24 年度以降の臨床研修における取扱いについては、臨床研修の実施状況、地域医療への影響等を踏まえて定めることとした。

今般、平成 24 年度の臨床研修の実施に向けて、平成 24 年度以降の激変緩和措置の取扱いについて意見を募集する。

2. 改正の内容

(1) 臨床研修病院の募集定員について (別添医政局長通知第 3 の 3(1)関係)

- 激変緩和措置 (前年度の臨床研修の内定者の実績を勘案) については、平成 26 年度の臨床研修まで継続することとし、次回の医師臨床研修制度の見直し (平成 26 年度に実施し、平成 27 年度の臨床研修に適用することを想定) の際に併せて廃止する。

(参考: 現行の激変緩和措置)

臨床研修病院の募集定員は平成 22 年度研修の内定者 (マッチ者) の実績を勘案する。(平成 23 年 3 月末までの取扱い)

(2) 都道府県別の募集定員の上限について (別添医政局長通知第 3 の 4 関係)

- 激変緩和措置 (各都道府県の研修医受入実績から 10%以上削減しない) については、平成 26 年度の臨床研修まで継続することとし、次回の医師臨床研修制度の見直し (平成 26 年度に実施し、平成 27 年度の臨床研修に適用することを想定) の際に併せて廃止する。

(参考: 現行の激変緩和措置)

都道府県の募集定員の上限の値は、各都道府県の研修医受入実績から 10%以上削減しない。

3. 通知発出予定日 平成 23 年 3 月頃